平成２２年（フ）第２８５号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目152番地　幸福荘204、前住所川崎市川崎区日進町12番地11
債務者　石田　　清
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉308
債務者　長谷川知里
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
川崎市幸区南加瀬１丁目３番４―302号　ドリームハイツニト
債務者　重　美佐子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
愛知県岡崎市羽根東町２丁目３番地４　セザール羽根201
債務者　田中　良彦
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破 産 終 結

平成１１年（フ）第８２９４号
東京都墨田区緑４丁目８番10号
破産者　三進運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８０号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元69番地２、住民票上の住所青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井22番地１　アサヒハイツ206号
破産者　伊藤千佳子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３４６号
青森県黒石市ちとせ１丁目122番地　ネクストⅠ101号
破産者　保村　　京
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第３４号
山梨県韮崎市大草町若尾173番地１リバーサイド本滝102、破産手続開始決定時の住所山形県鶴岡市堅苔沢甲17番地
破産者　本間　廣一
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第７９４号
さいたま市浦和区常盤５丁目６番10―306号、破産開始決定時の住所さいたま市南区根岸１丁目２番１―508号
破産者　藪岡　明人
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７８号
神奈川県鎌倉市岩瀬1186番地　第二ミヤコーポ102号室、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目８番５号
破産者　小山　　脩
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４９号
横浜市港南区日野中央２丁目３番２―408号
破産者　鈴木　兼治
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７４号
静岡市清水区相生町２―15　ロア・アイオイ701号、住民票上の住所静岡県富士市岩淵13番地の42
破産者　齋藤　　輝
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１９号
静岡県牧之原市細江4213番地　けやきハイツ102、旧住所静岡県牧之原市地頭方929番地４
破産者　齋田せつ子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１７号
静岡市駿河区中島2908番地コーポおくしおＡ―202号、前住所静岡市駿河区下川原３丁目18番18号
破産者　四ノ宮　正
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４９号
堺市南区竹城台１丁２―32―807、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台２丁目13番18号
破産者　宮本　雅巳
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８２号
堺市堺区北旅籠町西３丁１番22号　七道住宅201号
破産者　豊川重芳こと　盧　　重芳
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係